

町職員の給与・定員管理の状況を公表します

本年4月1日現在の町職員の給与の概要と定員管理の状況についてお知らせします。職員の給与は、議会の議決を経た条例とそれに基づく規則で定められています。

問合せ 総務課 職員担当 ☎0495-77-2114

1 人件費の状況(H27普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B)/(A)
613,807万円	108,220万円	17.63%

※H27年度行政報告より。

2 職員給与費の状況(H28一般会計予算)

職員数	給与費	
	給料	職員手当(期末勤勉手当)
128人	47,752万円	34,409(18,249)万円

3 職員の平均給料月額及び平均年齢(H28.4.1現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	303,900円	40.5歳

※参照H28年度給与実態調査表より。

4 職員の初任給(H28.4.1現在)

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	183,300円	166,100円	154,300円

※参照H28年度給与実態調査表より。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額(H28.4.1現在)

区分	7年以上10年未満	20年以上25年未満
大学卒	232,200円	359,000円
短大卒	—	321,200円
高校卒	218,100円	337,100円

※参照H28年度給与実態調査表より。

6 職員手当・退職手当支給割合(H28.4.1現在)

区分	期末勤勉手当の支給割合	
	期末	勤勉
6月期	1.225月分	0.800月分
12月期	1.375月分	0.800月分
計	2.600月分	1.600月分

区分	退職手当の支給割合	
	自己都合	勸奨・定年
最高限度額	49.590月分	49.590月分
勤続35年	41.325月分	49.590月分
勤続30年	36.105月分	42.4125月分
勤続20年	20.445月分	25.55625月分

7 特別職の報酬など(H28.4.1現在)

区分	月額	期末手当支給割合
報酬	議長：301,000円	6月期：2.025月分 12月期：2.175月分 計 4.200月分 ※
	副議長：244,000円	
	議員：217,000円	
給料	町長：※ 減額前 723,000円 減額後 686,850円	※
	副町長：601,000円	
	教育長：565,000円	

※町長の給料及び期末手当は平成27年4月1日より各5%の減額措置を実施。

8 部門別職員数(H28.4.1現在)

部門	区分	職員数(人)		
		平成28年4月	平成27年4月	増減
一般行政部門	議会	2	2	0
	総務	30	29	1
	税務	13	10	3
	民生	24	24	0
	衛生	11	11	0
	農林水産	7	7	0
	商工	4	4	0
	土木	10	10	0
	小計	101	97	4
	特別行政部門	教育	22	23
	小計	22	23	-1
公営企業等	病院	5	5	0
	水道	4	4	0
	下水道	2	2	0
	その他	12	11	1
	小計	23	22	1
合計		146	142	4

神川町の平成27年度決算に係る健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について公表するものです。詳しくは町のホームページをご覧ください。

1 健全化判断比率の状況

(単位 %)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27年度決算	赤字額なし	赤字額なし	4.7	5.5
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※早期健全化基準及び財政再生基準とは、いずれも国が定める基準で、この基準以上の場合には、早期健全化計画や財政再生計画の作成等が義務付けられています。

この数値により、町は健全な財政運営が行われていることがわかるのじゃ



(単位 %)

2 資金不足比率の状況

	水道事業会計	公共下水道事業会計	観光事業特別会計
平成27年度決算	不足額なし	不足額なし	不足額なし
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※経営健全化基準以上の場合には、経営健全化計画の作成等が義務付けられています。

問合せ：総合政策課 財政管理担当 ☎0495-77-0701

ふるさと納税で神川町にご支援を!

「ふるさと納税」とは、「ふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」と思う納税者が、出身地等の地方自治体に寄附することで、地方を応援する仕組みです。

「ふるさと納税制度」は、個人の方を対象とした寄附金税制ですが、法人の皆さまの場合も、寄附金額の全額を損金に算入して税の控除を受けることができます。

町外の親族や知り合いの方にも神川町にご支援くださるよう紹介してください。

◆ふるさと納税について、詳しくは町ホームページをご覧ください

問合せ：総合政策課 財政管理担当 ☎0495-77-0701

<http://www.town.kamikawa.saitama.jp/furusato/index.html>

「行政相談週間」～10月17日(月)から23日(日)～

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、行政相談所を開設しています。役場の仕事などについて、「分からない」「説明に納得できない」などの苦情や要望を受け付けます。

日時 毎月第2水曜日(相談日当日が祝日の場合は翌日)
午後1時30分～4時 *10月は12日(水)に開設

場所 総合福祉センター『いこいの郷』

問合せ 総務課 庶務担当 ☎0495-77-2114

総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

行政苦情110番 ☎0570-090-110 FAX048-600-2336

「本庄一日合同行政相談所」

行政機関、弁護士、司法書士、税理士等が参加し相談を開催。

日時 10月27日(木) 午前10時30分～午後4時

場所 本庄市市民活動交流センター(はにぼんプラザ)

問合せ 総務省関東管区行政評価 ☎048-600-2311

新たな人権擁護委員

長谷川 隆さん(新宿)



長谷川隆さんが7月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権問題の相談業務や普及啓発活動を行っていただきます。また、前任の関口ゆり子さん(池田)におかれましては、大変長い間ご活躍いただきありがとうございました。